

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 5     | 公営住宅管理事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

滋賀県高島市長

## 公表日

令和7年6月13日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 公営住宅管理事務   |
| ②事務の概要                   | <p>公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者等、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。<br/>公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下に関する事務で取り扱う。</p> <p>①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答<br/>②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答<br/>③敷金の徴収<br/>④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答<br/>⑤入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答<br/>⑥同居をしようとするとき及び入居を承継しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答<br/>⑦明渡しの請求<br/>⑧家賃の決定又は金銭の徴収<br/>⑨明渡請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答<br/>⑩住宅に入居することができるようにするためのあっせん等<br/>⑪収入状況の報告の請求</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会・提供を行う。</p> |
| ③システムの名称                 | 1. 住宅管理システム<br>2. 収納管理システム<br>3. 統合宛名システム<br>4. 中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 公営住宅情報ファイル、収納管理システム      |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)<br/>・第9条(利用範囲)</p> <p>&lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt;<br/>同法別表27の項<br/>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表53の項</p>   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                  | <p>【情報照会の根拠】<br/>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表53の項</p>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 都市整備部都市政策課   |

|  |   |
|--|---|
| ②所属長の役職名   | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関  |   |
| —  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先  | 総務部総務課（〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 TEL0740-25-8538）     |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |   |
| 連絡先  | 都市整備部都市政策課（〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 TEL0740-25-8571） |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |   |
| 適用した理由   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ <input type="radio"/> ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | <p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数職員によるチェックや入力した職員以外による事後チェックで誤入力を防止している。</li> </ul> <p>② 必要な情報以外を入手することを防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。</li> <li>・複数人による二重チェックを実施している。</li> </ul> <p>③ 不正な使用を防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。</li> <li>・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</li> </ul> <p>④ 特定個人情報の使用に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。</li> </ul> <p>⑤ ユーザ認証の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。</li> <li>・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。</li> </ul> |   |

| 9. 監査   |  |
|---|--|
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発  |  |
| 従業員に対する教育・啓発  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れて行っている<br/>           2) 十分に行っている<br/>           3) 十分に行っていない         </div> </div>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>           3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>           4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>           5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>           6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>           8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>           9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分である ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている         </div> </div>   |
| 判断の根拠   | ①不正な使用を防止する対策<br>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。<br>・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。<br><br>②特定個人情報の使用に関する対策<br>・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。  |

